

# 地域の公共交通を考える

愛知工業大学客員教授  
伊豆原浩二

# 今日のお話し

- 1. 公共交通とは**
- 2. 地域公共交通の必要性**
- 3. 関係者の責務と役割**
- 4. 地域公共交通会議、法定協議会を  
活用するには**
- 5. 担当者として、どのような視点で  
何をすべきか**

# 1. 公共交通とは

**料金を払えば、誰でも利用できる交通機関、一般的には乗合い輸送（固定のルートとスケジュールで運行される）をいうが、広義的には貸切り輸送（特定の利用者と契約に基づき、その利用者の必要に合わせて運行される。ルートやスケジュールは固定されない）も含まれる。**

## 2. 地域公共交通の必要性

「地域の公共交通は、地域の経済社会活動の基盤であり、その地域における公共財的役割は非常に大きなものである。それゆえ、その活性化・再生による地域住民、来訪者の移動手段の確保は地域における重要課題の一つとなっている。さらに、少子高齢化・人口減少時代の到来、地域の自立・活性化、地球温暖化をはじめとする環境問題等、昨今の我が国の大きな構造変化と重要な諸課題への的確な対応のためにも、地域の公共交通サービスの活性化・再生は喫緊の課題となっている。」

「地域による地域のための公共交通の活性化・再生をめざして」

—交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会報告書—

平成19年7月5日

# 交通政策基本法

【目的】交通に関する施策について、基本理念及び交通に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図る（第1条）。

## 交通政策の基本理念等(第2条～第7条)

### 交通に関する施策の推進にあたっての基本的認識(第2条)

【交通の果たす以下の機能の発揮】  
・国民の自立した生活の確保  
・活発な地域間交流・国際交流  
・物資の円滑な流通  
→ 国民等の交通に対する基本的需要の充足

### 交通機能の確保・向上(第3条)

豊かな国民生活の実現  
国際競争力の強化  
地域の活力の向上  
大規模災害への対応

### 環境負荷の低減(第4条)

### 適切な役割分担と連携(第5条・第6条)

### 交通の安全の確保(第7条)

国民等の生命・身体・財産を守る交通安全の確保については、交通安全対策基本法と相まって、本法案の交通施策と十分に連携の上推進

### 関係者の責務等(第8条～第11条)

・国の責務（第8条）  
・地方公共団体の責務（第9条）  
・交通関連事業者等の責務（第10条）  
・国民等の役割（第11条）

### 関係者の連携・協力(第12条)

### 法制上、財政上の措置(第13条)

### 年次報告等(第14条)

交通の動向及び政府が交通に関して講じた施策に関する報告の国会への提出等

## 「交通政策基本計画」の閣議決定・実行(第15条)

### 理念を体現する基本的施策(第16条～第32条)

#### 【日常生活の交通手段確保】(第16条)

離島等の自然的・経済的・社会的条件に配慮した、通勤、通学、通院、物流等に必要の交通手段の確保等

#### 【高齢者、障害者等の円滑な移動】(第17条)

高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児を同伴する者等の円滑な移動の促進のための自動車・鉄道・船・航空機・旅客施設・道路・駐車場のバリアフリー化等

#### 【交通の利便性向上、円滑化、効率化】(第18条)

定時性確保、速達性向上、快適性確保、乗継ぎ円滑化、交通結節機能高度化、輸送の合理化等

#### 【我が国産業・観光等の国際競争力の強化】(第19条)

国際海上・航空輸送網の形成、輸送拠点となる港湾・空港の整備、国内・国際の結節強化等

#### 【地域の活力の向上】(第20条)

地域経済の活性化等のための企業立地促進、地域内・地域間交流・物流の促進に資する国内交通網・輸送拠点の形成等

#### 【運輸事業等の健全な発展】(第21条)

交通に関する事業の安定運営・健全な発展のための事業基盤強化、人材育成等

#### 【大規模災害時の機能低下の抑制及び迅速な回復】(第22条)

大規模災害による交通機能低下の抑制・迅速な交通機能の回復のための耐震性向上、代替交通手段の確保、関係者の連携、円滑な避難の確保等

#### 【環境負荷の低減】(第23条)

温室効果ガス等の排出抑制に資する車両・船舶等の開発・普及の促進、交通の円滑化、モーダルシフト、移動効率化、公共交通の利便増進、大気・海洋汚染・騒音防止等

#### 【総合的な交通体系の整備】(第24条)

徒歩、自転車、自動車、鉄道、船、航空機等の交通手段間の役割分担と連携強化、需要動向や施設の老朽化等に配慮した重点的・効率的な整備等

#### 【連携による施策の推進】(第25条～第27条)

まちづくり施策との連携、国際交流の拡大や経済社会の発展に資する観光立国施策(外国語による情報提供等)との連携、行政・事業者・施設管理者・住民その他の関係者の連携・協働

#### 【調査研究】(第28条)

交通に関する調査研究

#### 【技術の開発及び普及】(第29条)

情報通信技術その他の技術の活用、研究開発目標の明確化、研究機関の連携、新技術の導入促進等

#### 【国際連携確保・国際協力】(第30条)

日本の知識・技術の海外展開、国際規格の標準化、国際連携確保、開発途上国等への協力等

#### 【国民等の立場に立った施策の実施】(第31条)

#### 【地方公共団体の施策】(第32条)

まちづくり等の観点を踏まえた交通政策の総合的・計画的推進

# 3. 関係者の責務と役割

## (1) 交通政策基本法による責務と役割

### 連携等による施策の推進（交通政策基本法第6条）

交通に関する施策の推進は、まちづくり、観光立国の実現その他の観点を踏まえ、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りながら、国、地方公共団体、運輸事業その他交通に関する事業を行う者（以下「交通関連事業者」という。）、交通施設の管理を行う者（以下「交通施設管理者」という。）、住民その他の関係者が連携し、及び協働しつつ、行わなければならない。

## 国の責務（交通政策基本法第8条）

国は、第二条から第六条までに定める交通に関する施策についての基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、交通に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2. 国は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する国民等の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

## 地方公共団体の責務（交通政策基本法第9条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、交通に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2. 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民その他の者の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

# 交通関連事業者及び交通施設管理者の責務 (交通政策基本法第10条)

交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念の実現に重要な役割を有していることに鑑み、その業務を適切に行うよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2. 前項に定めるもののほか、交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念にのっとり、その業務を行うに当たっては、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供に努めるものとする。

# 国民等の役割 (交通政策基本法第11条)

国民等は、基本理念についての理解を深め、その実現に向けて自ら取り組むことができる活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めることによって、基本理念の実現に積極的な役割を果たすものとする。

## (2) 具体的な取り組み内容

	都市部	地方部
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部と地方部を含む地域全体の公共交通ネットワークの構築方針・戦略を策定し、交通事業者や地域住民に意見を求め、意見の調整を行う</li> <li>・地域公共交通会議や幹事会の運営と、参加者間の連絡や意見の調整</li> <li>・広報周知やモビリティマネジメントの取り組みの実施</li> <li>・都市部と地方部を結ぶ結節点などの環境整備や調整</li> <li>・運行経費の一部負担（運行委託、運行補助など）</li> <li>・積極的な情報の開示と関係者間での共有</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事業者との連携による地域公共交通マネジメント</li> <li>・ニーズ調査など</li> <li>・サービス水準の設定に関する交通事業者との協議、意見調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体的な地域公共交通マネジメントの取り組み</li> <li>・住民協議会（仮称）の運営補助</li> <li>・地域間の公平性や費用制約の観点からのシステム構築</li> </ul>
交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が策定したネットワークの構築方針・戦略に対する提案と助言</li> <li>・市町村との協議を経て策定されたネットワークの構築方針・戦略に沿った事業運営</li> <li>・積極的な情報の開示と関係者間での共有</li> <li>・ニーズの把握、サービス改善や経費削減努力</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・快適なサービスの提供</li> <li>・主体的な地域公共交通マネジメントの取り組み</li> <li>・サービス水準の設定に関する市町村への提案、意見調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バスとの結節や全体ネットワークを考慮したアドバース</li> <li>・運行システム（ルート、ダイヤ）や法令に関する助言</li> </ul>
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続した利用促進の取り組み</li> <li>・地域公共交通マネジメントへの積極的な参加</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村や交通事業者が行うニーズ調査などに対する協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の移動ニーズの把握、意見集約</li> <li>・市町村担当者との運行システム案の共同作成や提案</li> <li>・住民協議会（仮称）の運営</li> <li>・運行経費の一部負担（協力金など）</li> </ul>

**責務や役割を果たしていくには、**

**相互に理解し合うこと**



**話し合う“場”が必要**



**地域公共交通会議、  
法定協議会**

# **4. 地域公共交通会議、法定協議会を活用するには**

## **1) 会議をすすめる視点**

- ・ 論点を明確にする**

**何を協議し、何を合意していくか**

- ・ 主張したいことを明確にする**

**提案について根拠や工夫したこと等**

- ・ 協力してほしい点を明確にする**

**住民、交通事業者、関係機関にお願いしたいこと等**

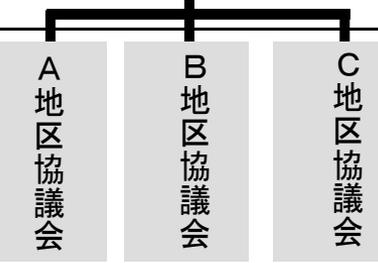
## **2) そのための留意すべき点について**

### **①分科会、部会等の設置も**

- ・テーマを絞って議論する場**
- ・庁内関連部局との協議・調整の場**
- ・専門的アドバイザーの参加 等**

### **②地域住民が自ら主体的に取り組むを行なえるような仕組みづくり**

- ・懇談会、協議会等問題点や解決策を話合う機会と場を創る。**
- ・行政が積極的に出向いて話合いに加わる。**

組織名称	組織構成	位置付け	主なメンバー
地域公共交通会議		<ul style="list-style-type: none"> <li>定められた事項について協議を行い、関係者間の合意形成を行う場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村、住民代表、交通事業者、県、利用者代表、バス協会、運輸支局 等</li> </ul>
幹事会		<ul style="list-style-type: none"> <li>住民意見の集約と運行計画の策定、幹事会内の調整</li> <li>地域公共交通会議の運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村担当者</li> <li>住民代表（地区会長 等）</li> <li>交通事業者 等</li> </ul>
住民協議会 （仮称）		<ul style="list-style-type: none"> <li>住民意見の集約と運行計画の策定、幹事会への提案</li> <li>市町村、地域住民、交通事業者の意見交換の場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村担当者、地域住民、交通事業者、バス利用者、運転手 等</li> </ul>

出典：地域公共交通をよりよいものとするためのガイドライン

### **③交通事業者との連携**

- ・ **交通事業者との定期的な情報交換の場を持ち、事業の評価と改善を促す方策を一緒に考える。**

### **④隣接市町村との連携**

- ・ **住民の行動範囲は自市町村内とは限らない。**
- ・ **ネットワークの連携が必要な場合は隣接市町村との公共交通会議、法定協議会へ相互に参加する。**
- ・ **隣接市町村の公共交通施策への関心を持つと同時に担当者同士の交流を深める。**

# 5. 担当者として、 どのような視点で、何をすべきか

## ① 地域を知る

- ・ 地形・地勢、人口の構成・分布、施設分布、歴史・風土、慣習・行事など地域の特徴は？

## ② 住民の生活行動を知る

- ・ 生活の実態・・・5W1H
- ・ 何がしたい、何処へ行きたい？
- ・ アンケートだけに頼ることは避け、自分の目と口と耳を活用する。

### ③需要は創るものと考える

- ・ ニーズ調査は大切です。しかし、シーズによってもニーズも変わるはず。

### ④公共交通サービスの内容などを考える

- ・ 公共交通空白地域とは？
- ・ 移動困難者とは？
- ・ サービスの対象は“お年寄り”？
- ・ サービスのエリア、時間、ルート、運行方法などは？

**⑤ コミュニティバス等ばかり考えるのではなく、路線バスも一緒に考える**

- ・ 交通事業者との交流、情報交換が重要

**⑥ 計画立案から実施までを誰が行うかを考える**

- ・ いろいろな仕組みが考えられるはず。

**⑦ 財源と負担について考える**

- ・ 公的な投資（人的投資も含めて）の財源は“税”
- ・ 誰が費用負担するか。

## ⑧ 先進事例から学ぶ

- ・ 「考えるヒント」を得たり、「計画立案から実行までのプロセス」を学ぶ。

## ⑨ 公共交通サービスの自己評価をする

- ・ PDCAサイクルの具体化、特にC(評価)の方法からA(改善)への道筋を見つける。

## ⑩ 「創り、守り、育てる」とはどういうことかを考える

- ・ 自分が利用したいか？
- ・ 自分が乗って楽しいか？

**最後に**

**市民・住民のQOLの向上のために、  
“フランは自分たちが創る” 意識を  
持って、学習や議論を重ね、改善して  
いく意欲の継続を心がけてほしい。**

**ご清聴ありがとうございました！**